様式第１号(第３条関係)

(表面)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  身分証明書 | | |
|  | 所 　 属  職・氏　名 | 年　　月　　日生 |
| 上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第５条第１項、第６条第１項、第24条第１項、第43条第１項又は第48条の規定に基づき、測量、調査、障害物の伐除、土地の試掘等又は工事の状況検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明する。  　　　　　年　　月　　日  長崎県知事　　　　　　　　　　　印  　有効期限　　　　年　　　月　　　日 | | |

　注　縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

|  |
| --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法(抜粋)  （証明書等の携帯）  第7条　第5条第1項の規定〔基礎調査のための土地の立入り〕により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。  2　前条第1項の規定〔基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等〕により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。  3　前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。  第24条(第1項省略)  2　第7条第1項及び第3項の規定は、前項〔宅地造成等に関する工事の立入検査〕の場合について準用する。  第43条(第1項省略)  2　第7条第1項及び第3項の規定は、前項〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の立入検査〕の場合について準用する。  （準用）  第48条　第24条の規定は都道府県知事が前条第１項又は第２項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第25条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。 |

(裏面)